

後見支援預金について

青森県信用金庫協会

後見支援預金とは？

後見人が、裁判所の指示書によって利用できる普通預金です。

- 被後見人の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は、後見人自身で管理し、残額は「後見支援預金」として、家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。
- 後見支援預金口座における入出金は、家庭裁判所の指示書が必要となり、後見人による被後見人の財産管理の透明化が図れます。



後見支援預金の特徴・メリット

- ・すべての取引（入金・出金・解約等）に家庭裁判所の指示書が必要となります。
- ・普通預金であり、いくらからでも預入することができ、手数料はかかりません。
- ・付利型の金利は普通預金の店頭表示金利を適用いたします。無利息型はお利息がつきません。
- ・キャッシュカードは発行されません。
- ・後見人が口座を開設できます。
(裁判所の判断により専門職後見人が選任される場合があります。)
- ・現在は「後見」の類型のみの取扱いとなります。
- ・手間やコストをかけず、お取引をそのまま継続することができます。
- ・家庭裁判所が関与することで、「公平性」・「透明性」の高い財産管理が可能となり、後見人の財産管理の負担軽減につながります。

後見支援預金口座開設までの流れ

後見開始または未成年後見人選任の申し立てをする

後見人等が後見支援預金利用の申し出をする

家庭裁判所が後見支援預金の利用について適否を検討する

▼ 適していると判断

- ・ 預入金額を決定
- ・ 定期交付金の金額などを設定
- ・ 家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出

▼ 適さないと判断

口座開設できません

後見支援預金の作成

家庭裁判所が報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、指示書が後見人に発行されるので、指示書を持参して青森県内信用金庫の本支店窓口へ行く

青森県内信用金庫の本支店で新規口座を作成する
(入金・出金についても指示書に基づく流れと同じ)

後見人が家庭裁判所に作成したことを報告する (通帳の写し等を添えて報告)

◆後見支援預金口座開設時に必要なもの◆

- ・ 指示書
- ・ 後見人の本人確認書類
- ・ 登録印鑑
- ・ 登記事項証明書 (原本)
- ・ 口座開設申込書 (本支店にて記入)
- ・ 預入金

詳しくは、青森県内の信用金庫本支店窓口へお問い合わせください